

戸籍・住民票の申請時に 本人確認が必要になります

5月1日から

市役所で戸籍・住民票を申請される際、5月1日から、運転免許証やパスポートなどの身分証明書による本人確認をさせていただきますことになりました。

交付請求や、他人による虚偽の届出が増加しています。このような不正な請求などをなくすために次のように法律で定められ、5月1日から実施されます。

- ・パスポート
- ・その他、国または地方公共団体が発行した顔写真が付いた証明書(学生証除く)
- ◆**複数必要なもの**
- 国民健康保険証、健康保険証、介護保険証、共済組合員証、国民年金手帳、年金受給者証、写真なし住民基本台帳カード、その他市町村が適当と認める書類



「2000万円住宅」で移住・定住を推進します

市では人口減少に歯止めをかけるため、地域の建築業者の協力を得て、雪に対応した住宅と土地開発公社の分譲地等の住宅用地を合わせて、2000万円程度での住宅建築を提案し、一層の移住定住を推進していきます。

前後、建築費1500万円前後の住宅モデルプラン。
●**住宅用地の目安**
面積100坪前後、価格500万円前後の土地。なお住宅用地が必要な方には、土地開発公社の分譲地、空き家バンクの登録物件(宅地)等をご紹介します。

※既に住宅用地をお持ちの方は、住宅建設プランのみでもご利用いただけます。
●**住宅建設までの流れ**
①市役所いよいよま住んでみませんか課にお越しいただき、各社モデルプランの中から直接相談する業者・相談日を選んでいただきます。
②相談の結果、契約が決まった場合は、詳細設計から完成まで地元施工業者が責任を持って対応します。

親子等同居する若い世代の定住を支援します 親子等同居住宅建設応援事業

全国的に少子高齢化が急速に進行し、大変深刻な問題になっています。飯山市でも家庭内での子育て、高齢者介護など世代間で支え合う機能が少しずつ低下しており、若い世代の定住施策が急務となっています。



市内に親等と同居する目的で住宅を新築または増築する方で、飯山市内に親等と同居している方、または現在は親等と別居しているが新築または増築年度の3月31日まで同居する方。

●同居とは、親等の住宅の同一敷地内に住宅を新築または既存の住宅を増築した場合も含むものとします。
●親等とは、住宅の新築または増築年度の3月31日までに60歳以上となる父母、祖父母等の親族をいいます。
●面積要件はありませんが、新たに固定資産税の課税対象となる住宅の新築、増築が対象となります。



お問い合わせ 市役所いよいよま住んでみませんか課 移住定住係
☎0311-2552

「親子等同居住宅建設応援事業」支援の内容
親等と同居しようとする(している)方がその住宅を新築または増築するために資金を借り入れた場合に、その借入金利の一部を補給します。
■**利子補給に係る借入対象限度額**…1000万円
■**利子補給額**…借入金額(残高)の年1%以内
■**利子補給期間**…借入当初から3年間
※事業年度は平成20年度から22年度までの3年間とします。

「飯山市中学校統合計画」を策定

市では、現在3校ある中学校を2校に統合することなどを基本とした「飯山市中学校統合計画」を3月に策定しました。これは、昨年の12月に飯山市中学校統合推進委員会から石田市長並びに市教育委員会へ報告のあった中学校統合計画(案)に基づき、中学校の統合に際し基本となる事項について内容をまとめ策定したものです。今年度は、引き続き推進



計画の骨子

- 「飯山の自然・文化・歴史をとおり、人情豊かな地域とのふれあいの中で夢を抱き、確かな学力と、たくましく心豊かな生徒の育成を目指し、幅広く学びの機会が与えられる学校づくりを進めること。」を理念に、地域社会・保護者・学校・行政が連携して計画を推進します。
- ①現在3校ある中学校を2校に統合します。
 - ②再編する2校は、地域の特性を活かした新たな学校づくりを目指します。
 - ③再編する2校は、「第一中学校校舎・校地(A校)」、「飯山照丘高等学校校舎・校地(B校)」を活用します。
 - ④通学区域は現小学校区として、次のとおりとします。
A校：秋津、飯山、木島小学校
B校：泉台、常盤、戸狩、岡山、東小学校
 - ⑤統合再編する時期は、平成22年(2010年)4月とします。

「空き家バンク」制度を創設します

市では、市内の空き家・宅地を有効活用し、飯山市民と都市住民の交流拡大と定住促進により地域の活性化を図るため、4月より「空き家バンク」制度を創設します。

■**空き家バンク制度とは**…市内の使用されていない住宅・宅地等を所有者の方から登録をいただき、物件の購入・賃借を希望する方々に市から空き家情報を提供するものです。

「空き家バンク」への空き家情報登録の流れ

- ①**賃貸・売却物件の登録**
賃貸・売却物件の提供を希望される方は、「空き家バンク登録申込書」へ必要事項を記入のうえ、市役所いよいよま住んでみませんか課へ提出してください。
- ②**現地確認**
市の担当者宅地建物取引業協会北信支部(以下宅建協会)の担当者が、現地で物件の調査を行います。
- ③**空き家情報の提供**
調査の結果、適正な物件と認められると空き家バンクに登録され、市ホームページ・市窓口で情報提供を行います。
- ④**物件の交渉**
物件の希望申し込みがあると、市から物件提供者へ連絡し、宅建協会の仲介により交渉となります。この際、法律に基づく仲介手数料をお支払いいただきます。

お問い合わせ 市役所いよいよま住んでみませんか課 移住定住係
☎0311-2552